

## IV 「プロジェクト編」の総括

### 1 子育て・子育ち応援プロジェクト

#### 【目指す方向】

「子育て環境日本一」を目指し、人のつながりや地域のつながりの強化などにより、子どもを安心して生み、育てられるようにします。

また、子どもの育ちを支えることにより、未来を担う次の世代の力を育みます。

#### 【目標】

- ・周産期母子・小児の保健医療体制や発達障害児の支援体制が整備されていること。
- ・子どもたちの生きる力が育まれていること。

#### (1) プロジェクトの進捗状況

##### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
1	産婦人科医数	42人	42人	44人	49人	48人	46人	100%	★★★
2	発達障害者支援キーパーソン数	9人	16人	22人	28人	30人	42人	63. 6%	★★
3	文化・芸術の体験学習を行う児童生徒数	8, 949人	11, 135人	11, 060人	11, 651人	11, 901人	14, 000人	58. 4%	★★
4	子ども体験プログラム提供団体数	80団体	93団体	105団体	117団体	127団体	100団体	100%	★★★

#### 【プロジェクトの評価】

- 産婦人科医数も順調に増えるなど、周産期医療の充実や出産環境の整備等について、おおむね計画どおりに事業を進めることができ、生まれる前、生まれる時、そして生まれてからの医療と医療人材の充実を図ることができます。
- 体験学習を受ける児童生徒数や体験学習の機会を提供する団体数も順調に増えており、学校が取り組む環境学習、文化・芸術に対する体験学習への支援や生徒の多様なニーズに応えるための取組、さらには学校だけでは解決が困難な事案に対する専門家の緊急派遣など、おおむね計画どおり事業を行うとともに、子どもたちの生きる力を高めることができます。

#### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 周産期医療分野での地域偏在や人工呼吸器等を必要とする乳幼児の増加などの課題が生じており、引き続き医療と医療人材の充実を図る必要があります。
- 発達障害により支援が必要な児童生徒が大幅に増加し、また、児童虐待相談件数が増加し、内容も複雑化・困難化しており、生まれてから生育・発達まで切れ目のない支援の体制を引き続き整えていく必要があります。
- いじめの認知件数が増加しており、児童生徒いじめをなくすため、教員の資質

向上や、専門家との連携、地域・家庭・学校が一体となった取組等を行う必要があります。

- 児童生徒の学力の向上やグローバル化に対応した人材育成、体力の向上などが求められており、学校教育の充実を図る必要があります。

## (2) 施策の進捗状況と課題

### **施策 1－1 生まれる前・生まれる時の医療と医療人材を充実します。**

#### ア 施策の評価

医療の提供体制の充実を図るために、周産期母子医療センターの運営支援、新生児集中治療管理室（N I C U）の整備、緊急搬送コーディネーターの設置等を実施するとともに、小児科の病院群輪番制の確保、小児救急電話相談などを計画どおり実施したことにより、生まれる前、生まれる時、そして生まれてからの医療体制について、おおむね順調に体制整備を進めることができます。

#### イ 施策の今後の課題

発達障害や児童虐待への対応など、生まれてから生育・発達まで切れ目がない支援の体制を引き続き整えていく必要があります。

医学生修学資金等の貸付けについて、制度開始時に貸与した医学生が、平成23年度から医師として県内病院に就業しており、成果が現れつつあることから、継続的に実施していく必要があります。

### **施策 1－2 自然や文化・芸術についての子どもの体験を量的・質的に充実します。**

#### ア 施策の評価

学校が取り組む環境学習や文化・芸術体験を県や地域が支援するとともに、優れた舞台芸術を体験する「ホールの子」事業や学習船「うみのこ」の体験学習、森林環境学習、農業体験学習などを通じて、子どもたちが本県の自然、文化・芸術等地域資源を活用した体験活動に取り組むことにより、子どもたちの豊かな人間性や思いやりの心などを育むことができます。

#### イ 施策の今後の課題

子どもたちの豊かな人間性や思いやりの心などを育むため、今後も本県の豊かな自然や文化・芸術についての子どもの体験活動を継続して充実していく必要があります。

### **施策 1－3 特色ある学科を設置するなど魅力と活力ある県立学校づくりを進めます。**

#### ア 施策の評価

県立高校においては、魅力と活力ある学校づくりを推進するため、再編計画を策定しました。

また、体験的・問題解決的な教育活動を展開し、生徒一人ひとりの個性や能

力を伸ばし自己実現を図るとともに、特別支援学校の生徒の就労に向けた教育内容の充実を図り、生徒の生きる力を高めることができます。

学校だけでは解決が困難な事案に対して専門家を緊急派遣するなど学校の支援を図り、子どもたちの心を支える取組を進めることができます。

#### イ 施策の今後の課題

引き続き生徒の多様なニーズに応え、魅力と活力ある県立学校づくりを進むとともに、いじめ・不登校等諸問題への対策など子どもたち一人ひとりに対してきめ細かな対応を行い、心を支える体制づくりを一層進めていく必要があります。

## 2 働く場への橋架けプロジェクト

### 【目指す方向】

人のつながりや地域のつながりを強化することなどにより、若者、女性、障害のある人、高齢者、外国人など、誰もが多様な働く場に参加でき、力を発揮できる環境を整備し、地域社会での安定した生活の糧を確保します。

### 【目標】

- ・子どもたちの勤労観・職業観が育まれていること。
- ・男女を問わず、若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立できていること。
- ・失業や転職による離職者を働く場につないでいく職業訓練や職業紹介の環境が整備されていること。
- ・子どもを生み育てながら働く場とつながりを続けるための環境が整備されていること。
- ・高齢者や障害のある人が自らの力に応じて働き、自立した生活を続けることができる環境が整備されていること。

### (1) プロジェクトの進捗状況

#### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
5	就業人口の継続的な増加 (*平成26年2月労働力調査 参考資料 都道府県別モデル推計値)	*697,000人 (H22)	*697,000人	*704,000人	*717,000人	*717,000人	継続的な 増加	100%	★★★
6	職業訓練受講者の就職率	65%	61%	71.6%	71.9%	70.6% (速報値)	70%	100%	★★★
7	男女共同参画センターの支援を受け活躍する女性の数	18人	34人	65人	88人	103人	100人	100%	★★★
8	平日の昼間に保育を利用できる児童の数	26,897人	28,772人	29,839人	30,850人	(集計中)	29,000人		
9	放課後児童クラブの受入人数	8,232人	8,393人	8,451人	8,919人	(集計中)	10,000人		
10	働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数	287人	369人	407人	378人	410人	500人	57.7%	★★

### 【プロジェクトの評価】

- 早期から職業体験に取り組むことで、子どもたちの勤労観や職業観を育成し、社会に役立つ人材づくりに努めました。
- 「おうみ若者未来サポートセンター」の運営により、若者求職者への支援の充実に努めました。また、職業訓練の受講者の就職率も 2 年連続で目標を達成しています。
- 「滋賀マザーズジョブステーション」の運営や多様な女性の社会参画意欲に対する男女共同参画センターの総合的な支援により、女性が多様な働く場に参加し、女性の潜在的な能力と意欲を活かせる社会づくりにつながっています。また、男女共同参画センターの支援を受けて活躍する女性の数も順調に増えています。

- 「働き・暮らし応援センター」においては、職場定着のための支援が増加したこと、発達障害、精神障害など、就業に至るまでに時間を要するケースが増えたことなどから、就業数は目標に至りませんでした。また、造形活動については、アール・ブリュットの魅力を県民に広め、定着と推進が図られています。

### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 若年者の離職率や無業率が依然として高い水準で推移しており、「おうみ若者未来サポートセンター」による支援など、関係機関との連携を強め、若者に対する人材育成や就職支援の継続的な取組が必要となっています。
- 正規就業は低下し、非正規就業が増加するなど厳しい雇用状況が続いており、早期からの勤労観や職業観の育成などのキャリア教育の充実、中小企業とのマッチングの支援などの産業界等と連携・協働した就労支援に積極的に取り組む必要があります。
- 人口減少、少子高齢化が進行する中、経済力の低下や社会保障の担い手不足などが懸念される。女性や高齢者、若者などの潜在力を活かせる環境を整備し、社会における活躍を推進する必要があります。
- 障害者の雇用率は上昇傾向にあるものの、依然として法定雇用率を下回っていることから、労働雇用や福祉、教育分野などの関係行政機関等が本来の役割を一層果たしていくとともに、障害者働き・暮らし応援センターとも連携しながら、障害者に対する一般就労の促進、事業所の障害者雇用の促進などの支援を引き続き積極的に進める必要があります。

## (2) 施策の進捗状況と課題

### **施策 2－1 地域や企業など現場の人による子どもの多様な職業教育を進めます。**

#### ア 施策の評価

「おうみしごと体験フェスタ」の開催や、公立中学校における5日間の職場体験の実施、高校におけるキャリア教育の充実を図ることなどにより、児童、生徒に対して勤労観、職業観の育成を図ることができます。

#### イ 施策の今後の課題

中学生の5日間職場体験を実施するに当たり、各市町の推進体制の確立、受入事業所や他校種との連携を深める取組が必要となっています。

### **施策 2－2 高等学校・大学・企業などとの連携による若者の就職支援と、失業者や離職者への職業訓練を充実します。**

#### ア 施策の評価

「求職者総合支援センター」について、国の制度終了後の平成24年度以降も国と県との一体的実施により、ハローワークを併設して継続設置することとした。

「ヤングジョブセンター滋賀」、「滋賀の“三方よし”人づくり推進センター」等の各支援機関が持つそれぞれの強みを活かしながら、関係機関と連携して、若

年求職者に対する就職支援を行い、就職の促進を図ることができました。また、これらの支援機関が一体となり、ハローワーク機能を併設し、ワンストップで支援が行える「おうみ若者未来サポートセンター」を運営し、若者求職者への支援の充実を図っています。

#### イ 施策の今後の課題

就業人口の継続的な増加を図るため、職業訓練について、引き続き雇用の見込まれる訓練コースの拡充を図るとともに、企業と訓練受講生とのマッチングが図れるよう就職の支援が必要となっています。

### 施策2－3 女性の就職や社会活動の継続・復帰を応援します。

#### ア 施策の評価

ハローワーク機能を併設した「滋賀マザーズジョブステーション」を設置し、一貫した就労支援をワンストップで行うとともに、就労だけでなく、起業やコミュニティビジネス、まちづくり活動やNPO活動など広範囲にわたる女性の社会参画を支援することにより、女性の多様な生き方を応援し女性の潜在的な能力と意欲を活かせる社会づくりにつながっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進について、企業における好事例集の発信に加えて、推進コーディネーターがコンサルティングを行い、その取組をモデル企業取組事例として発信するなど、企業の実践支援の充実を図ることができました。

#### イ 施策の今後の課題

「滋賀マザーズジョブステーション」について、潜在的なニーズのある南部地域からの利用者が少ないとことから、県下各地域への一層の浸透に努める必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの推進について、今後はもっと身近な取組事例を多く発信していく必要があります。

### 施策2－4 障害のある人が働く場や自立を目指した地域生活の場を充実します。

#### ア 施策の評価

障害のある人の就労支援について、関係機関が連携して、「働き・暮らし応援センター」の利用を推進することにより、ほぼ順調に進めることができます。

障害のある人の造形活動について、「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」を通じて、アール・ブリュットの魅力を県民に広めるとともに定着が図れています。

#### イ 施策の今後の課題

今後の課題となっている重度障害者の地域生活支援について、「新・障害者福祉しがプラン」に沿って必要な支援がしっかりと確保できるよう、市町と連携しながら進めていく必要があります。

### 3 地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト

#### 【目指す方向】

若い頃からの健康づくりを推進しながら医療を充実させるとともに、人のつながりや地域のつながりを強くすることにより、医療や介護の不安を安心に変え、幸せな最期を迎えることができる“終の住み処”づくりを進めます。

また、医療・福祉分野でのサービス拡大を経済成長につなげます。

#### 【目標】

- ・県民が予防の重要性を理解し、健康的な生活習慣を身につけていること。
- ・どこでも誰でも納得のいく医療を享受でき、地域で安心して生活のできる在宅介護・在宅看取りの体制が整備されていること。
- ・医療・福祉・情報ネットワークでの経済的な成長を同時に図ること。

#### (1) プロジェクトの進捗状況

##### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
11	がん検診受診率（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん）	胃がん45.8% 肺がん50.2% 大腸がん44.7% 子宮がん37.2% 乳がん36.3%	-	-	-	-	各50%以上	- %	-
12	生活習慣病（がん、脳血管疾患、急性心筋梗塞）による年齢調整死亡率（人口10万人当たり）	179.9人(H20)	176.5人(H21)	169.7人(H22)	167.0人(H23)	162.4人(H24)	160.0人	87.9%(H24)	★★★(H24)
13	在宅療養を支援する機能の整備箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	3箇所	10箇所	8箇所	100%	★★★
14	地域連携クリティカルパスの実施件数	31件	51件	53件	71件	(集計中)	90件		

#### 【プロジェクトの評価】

- 地域の医師および看護職員等の医療関係者の確保・定着が図れるよう、医師養成奨学金の貸与など、計画に沿って順調に進めることができます。
- 介護予防を中心に多くの関係者の研鑽に努めることなどにより、地域の健康づくりの体制整備を進めることができます。
- 地域を支える医療福祉・在宅看取りの実現を目指して、医師や看護職員、薬剤師、介護福祉士等の医療福祉関係者による、自覚者の自発的な集まりとして立ち上げられた「医療福祉・在宅看取りの地域創造会議」を支援し、「医療福祉・在宅看取り」の考え方と取組を推進することができます。
- 地域連携クリティカルパスの導入が進むとともに、診療所の医師やケアマネージャーなど医療福祉関係者が情報共有し、連携を図る機能の拠点整備を図るなど、在宅療養の推進を順調に進めることができます。
- 「がん検診受診率」について、指標で使用している「滋賀の健康・栄養マップ」の値は、5年に1度の調査のため、評価ができませんが、「地域保健・健康増進事業報告」では、受診率が向上しています。

## 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 地域の医師、看護職員等の医療専門職は徐々に増加しつつあるが、依然として不足状態が続いているため、確保・定着に引き続き取り組む必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、受診者の増加、病床不足の拡大、介護需要の増大が見込まれており、元気な高齢者にできるだけ長く社会で活躍してもらうための施策や、病病診・在宅医療介護の連携などによる医療機関の効果的な役割分担の推進、介護予防の仕組みづくりなどを進めていく必要があります。
- 高齢者の単独世帯が増加しており、地域を見守り支える体制づくりの充実・強化することが必要となっています。
- 医療福祉、在宅看取りを進める体制づくりについて、医療福祉関係者がそれぞれの地域で主体的に取り組み、地域にしっかりと根付かせる必要があります。
- 本県の女性の健康寿命が全国47位であり、食生活や運動習慣の改善の定着など予防対策を推進することにより、県民が主体的に行う健康づくりを支援し、健康寿命を延伸することが求められています。
- 自殺者が依然として多く、特に30歳代が増加傾向にあり、心の健康問題等の相談体制の整備・充実とともに、失業や長時間労働などの社会的要因に対する働きかけるなどの総合的な取組が必要となっています。

### (2) 施策の進捗状況と課題

#### **施策3－1 地域医療を担う医師・医療専門職を育成します。**

##### ア 施策の評価

医師養成奨学金を目標の10名に新規貸与するとともに、看護職員養成所への支援、看護学生への修学資金の貸与等の実施により、医師・看護職員の県内定着を順調に進めることができました。

地域医療を支える医療専門職育成のため、研修プログラムを作成し、そのプログラムに基づき10職種36名を養成することができました。

##### イ 施策の今後の課題

今後は、医療関係者的人材確保・定着と併せ、在宅医療を進めるための人材育成を進めることができます。

#### **施策3－2 県民の健康づくりや疾病の早期発見・早期治療を支援します。**

##### ア 施策の評価

生活習慣病である糖尿病について、「滋賀県糖尿病地域医療連携指針」に基づき、各圏域における連携体制の構築を着実に進めることができました。

介護予防従事者の研修会を3回開催し、356名の関係者に対して、具体的な実践報告等により、効果的な研修が実施できました。

全県的な病理・画像遠隔診断については、10病院1診療所1大学1検査所の参加を得ることができ、ネットワークの拡大を着実に進めることができました。

## イ 施策の今後の課題

高齢者ができる限り介護を必要としない、あるいは重度化しないための介護予防の取組を身近な地域で進める必要があります。

糖尿病に関する医療連携を強化し、一般診療所において適切な生活指導が行える体制を整備していく必要があります。

がん検診の受診を促し受診率の向上を図るとともに、がんに対する全県的な病理、画像遠隔診断が可能となる病理遠隔診断ネットワークの整備の推進などにより、がんの早期発見・早期治療を推進する必要があります。

**施策 3－3 医療と福祉が連携し、在宅で療養できる体制の整備や地域でのかかりつけ医を確保します。また、地域ぐるみで高齢者を見守る仕組みづくりを進めます。**

## ア 施策の評価

地域連携クリティカルパスの導入を進めるとともに、診療所の医師やケアマネージャーなど医療福祉関係者が情報共有し、連携を図る機能の拠点整備を図るなど、在宅療養・在宅看取り体制づくりを順調に進めることができます。

重症難病患者の介護負担軽減を図る取組として、レスパイト入院受入病院を順調に確保することができます。

認知症相談医の育成を図るとともに、認知症相談医を中心とした早期発見および「もの忘れサポートセンター・しが」の啓発や相談など、認知症者対策の推進を図ることができます。

## イ 施策の今後の課題

引き続き、地域連携クリティカルパスの導入により、入院から在宅への円滑な移行を促進するとともに、かかりつけ医を中心とした関係者のさらなる連携強化を図る必要があります。また、認知症対策の推進を図るほか、本人が望む場所での看取りが可能な体制や在宅医療を支援する拠点の整備を推進する必要があります。

小児がんをはじめ長期に療養する子どもについても相談支援体制の整備が必要です。

## 4 低炭素社会実現プロジェクト

### 【目指す方向】

化石燃料にできるだけ依存しない社会構造、産業構造への転換を図り、持続可能な低炭素社会を築くとともに地球温暖化防止関連ビジネスの集積や技術革新を通して経済成長を図ります。

### 【目標】

- ・低炭素型の交通体系が整備されていること。
- ・家庭での地球温暖化防止が進んでいること。
- ・事業活動の低炭素化が進んでいること。

### (1) プロジェクトの進捗状況

#### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率 (達成度)	H25 進捗度
15	滋賀県域の温室効果ガス排出量 (平成2年比)	△2.6% (H19)	△8.0% (H20)	△17.7% (H21)	△13.8% (H22)	△1.5% (H23)	△9%以上 (△50%) (H42)	0% (H23)	(H23)

### 【プロジェクトの評価】

- 県域からの温室効果ガスの排出量は、平成 2 年比で平成 21 年度△17.7%、平成 22 年度△13.8%、平成 23 年度△1.5%と推移しています。平成 23 年度は東日本大震災後の原子力発電から火力発電へのシフトに起因する電気の二酸化炭素排出係数の上昇（対前年度比 44.7%増加）が大きな要因です。
- 環境にやさしい低炭素型交通体系の構築のための新しい「滋賀交通ビジョン」の策定に向けた検討をするとともに、「自転車でかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の策定を受けた「滋賀プラス・サイクル推進協議会」の立ち上げと自転車利用啓発や情報発信を実施しました。
- 地域レベルで取組可能な再生可能エネルギーの導入促進と本県に集積する関連産業の振興を戦略的に推進していくため、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定しました。
- 「滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法 算定の手引き」を作成するとともに、しが低炭素リーダー賞に「技術開発・実証化部門」を創設しました。
- 住宅用太陽光発電システムの導入がほぼ計画どおり進められるとともに、中小企業者等の省エネ設備整備への支援が計画を上回りました。

### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 平成 23 年度以降の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災の発生を契機とした電気の二酸化炭素排出係数が上昇したこと等により増加しました。特に、家庭部門における排出量は核家族や単身世帯の世帯数増加に伴い増加しており、各家庭での省エネ推進に一層取り組むことが求められています。

- 自動車保有台数は増加しており、車中心社会から脱却するため、環境にやさしい公共交通の役割や自転車を利用しやすい環境づくりが一層増大しています。交通機関側の利便性向上などの魅力増進と県民の意識変革による利用促進が必要となっています。
- 電力需給のひつ迫等の影響もあり、電気自動車の普及を支えるインフラ整備が進んでいない状況です。プラグインハイブリッド自動車のモデル数や販売台数は増えてきており、普及啓発や充電設備の設置を推進するとともに、民間主導による導入促進も必要となっています。
- 固定価格買取制度を契機として太陽光発電システムが普及している中、より一層の導入促進のため、コージェネシステムや蓄電池の活用、断熱性向上なども含め先進的な取組の普及啓発も行うこと、さらに、優良農地以外の耕作放棄地を有効活用することも求められています。
- 東日本大震災等を契機に再生可能エネルギーへの転換ニーズが高まる中、地中熱の利用やバイオマス発電の普及促進、さらには、地域分散型のエネルギー供給システムや地域経済の活性化につながる方策の検討も求められています。

## (2) 施策の進捗状況と課題

**施策 4－1** 鉄道等の公共交通機関や自転車によるエコ交通の促進と、電気自動車等のエコカーへの転換を進めます。

### ア 施策の評価

環境にやさしい低炭素型交通体系の構築に向けて、有識者懇話会の答申を踏まえて「滋賀交通ビジョン」を策定しました。

平成 23 年度に設置した「新交通システム検討協議会」において、LRT 等都市型の新たな交通システム等の検討を行い、提言をまとめ、平成 24 年度からは「大津・湖南地域新交通システム検討協議会」を立ち上げ、導入可能性に係る検討を進めるとともに、検討地域においてモビリティ・マネジメントの手法により、自動車から公共交通への利用転換施策を取り組んでいます。

「自転車がかえる湖国の暮らし～プラス・サイクル推進プラン～」の策定を受けて、「滋賀プラス・サイクル推進協議会」を設置し、自転車関係団体等が連携して啓発や情報発信に取り組むことができました。

電気需給等の社会状況から電気自動車の導入支援は進みませんでしたが、官民連携による電気自動車の普及に向けた取組を進めることができました。

### イ 施策の今後の課題

今後、電気自動車の普及促進に向け、充電インフラ整備ビジョンの策定による国の補助金を活用した民間等での取組拡大のための環境整備を図るとともに、関係団体参画のもと、電気自動車の普及推進のための検討を行う必要があります。

**施策 4－2** 住宅への自然エネルギー導入や省エネ住宅への改修など、低炭素社会を実現するまちづくりを促進します。

## ア 施策の評価

個人用住宅太陽光発電システムの導入および住宅の省エネルギー化を行う個人に対して支援を実施したことなどにより、住宅用太陽光発電システムの普及率は、全国8位となるなど、導入が進んでいます。

## イ 施策の今後の課題

今後、公共的施設等や農村地域での再生可能エネルギーの導入推進に継続的に取り組む必要があります。

省エネ診断フェア・セミナーを開催するなど県内家庭へ省エネを促しており、一層の効果をあげるために、市町や県内企業と連携して省エネの取組を推進することが必要となっています。

## 施策4－3 経済界と協働して行う地球温暖化対策や中小企業のCO<sub>2</sub>排出削減への支援などを行います。

## ア 施策の評価

再生可能エネルギーについては、2030年度を展望し、長期的な視点から滋賀の将来の姿や再生可能エネルギーの導入促進などを図るための基本方針を掲げた『長期ビジョン編』と5年間に重点的に取り組むべき県の施策の展開方向を掲げた『戦略プロジェクト編』で構成する「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定しました。

平成24年7月の固定価格買取制度のスタートを契機として、県内においてもメガソーラーをはじめとする太陽光発電を中心とした導入拡大が進んでいます。

低炭素社会実現に貢献する事業者評価手法については、製品等を通じた貢献量を評価する上で必要となる考え方を整理し、「滋賀県製品等を通じた貢献量評価手法算定の手引き」を作成しました。

県内中小企業等が行う省エネ設備整備に対して補助することなどにより、企業等の省エネ行動や事業の効率化を支援しました。

滋賀エコ・エコノミープロジェクトについては、しが低炭素リーダー賞に、新たに「技術開発・実証化部門」を創設しました。

## イ 施策の今後の課題

低炭素社会の実現に貢献する事業者貢献評価手法について、今後は、事業者による活用が広まるよう、手引きの広報、事業者が必要とするデータの整備を進める必要があります。

## 5 琵琶湖の再生プロジェクト

### 【目指す方向】

森林からつながる集水域も含めた琵琶湖環境の再生に向けた取組を、国や下流府県等と連携して進めるとともに、琵琶湖淀川流域での広域的課題に対応し、水質、生態、文化を含めて、総体として健全な琵琶湖を次世代に引き継ぎます。

また、これらの取組により環境関連産業などを振興させ、経済成長を図るとともに、琵琶湖を地域の誇りとしてよみがえらせます。

### 【目標】

- ・健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されていること。
- ・琵琶湖が保全・再生され、遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生し、県民の誇りとなっていること。
- ・統合的な視点から琵琶湖淀川流域の管理を行う流域自治の仕組みが構築され、関西圏での琵琶湖の存在感が高まっていること。

### (1) プロジェクトの進捗状況

#### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
16	琵琶湖漁業の漁獲量 (外来魚を除く)	1,368 t (H20)	1,186 t (H21)	1,301 t (H22)	976 t (H23)	959 t (H24)	2,100 t	0% (H24)	(H24)
17	内湖再生に関する全体ビジョンの作成	—	—	内湖再生ビジョン検討委員会を3回開催、「内湖再生全体ビジョン」を策定	H24策定済み	内湖再生に関する全体ビジョンの作成	目標達成	★★★	
18	流域自治会議の設立と運営	—	流域自治会議の設立に向け、関係府県等と協議	流域自治会議の設立に向け、関係府県等と協議	流域自治会議の設立に向け、関係府県等と協議	流域自治会議の設立に向け、関係府県等と協議	流域自治会議の設立と運営	目標達成に向けて着手	

### 【プロジェクトの評価】

- ヨシ帯造成や砂地回復など、琵琶湖の漁場環境の改善を進めるとともに、稚魚放流については、ほとんどの魚種で計画以上を放流することができました。
- 外来魚やカワウの駆除では概ね計画どおりの捕獲をし、これらによる在来魚の捕食量を減少させることができました。稚魚放流を実施しているニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスなどの漁獲量は増加しましたが、アユや稚魚放流を実施していないワカサギの漁獲量が大幅に減少したため、指標としている琵琶湖漁業の漁獲量は、平成 23 年度以降減少しました。
- 琵琶湖の水質汚濁メカニズム解明調査や湖底の酸素濃度に関する調査を進め、難分解性有機物や湖底の低酸素化が水環境に与える影響を把握するとともに、内湖の再生や水草対策等により水質・生態系の保全を進めました。
- 環境保全活動に取り組む多様な主体の交流等の場となる「マザーレイクフォーラム」のびわコミ会議開催を始め、琵琶湖博物館による県民の環境保全への関心を高める取組、フローティングスクールにおける琵琶湖淀川流域の子どもたちの

体験学習や交流航海を進めることができました。

- 琵琶湖淀川流域を適切に管理し健全な形で未来に引き継いでいくため、その仕組みづくりや琵琶湖の水位の在り方などについて検討を行いました。

### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 在来魚介類の減少や水草の異常繁茂、外来生物の増加等、琵琶湖が抱えている様々な課題について、調査研究結果等を踏まえ住民による環境保全活動とも連携しながら、関係部局が一体となって流域全体での生態系の保全・再生に向けた対策を構築していく必要があります。
- 外来魚の捕獲や水草の除去に取り組んでいますが、水草の異常繁茂は生態系や生活環境に悪影響を及ぼしており、継続的な実施が必要です。
- 森林の多面的機能の低下や鳥獣による被害、生物多様性の劣化等の問題が顕在化してきており、人と野生鳥獣が共存できるように森林区域における対策を講じる必要があります。
- 地球温暖化問題をはじめ環境問題が空間的、時間的な広がりを見せており、分野横断的に総合的な解決策を検討・実施していくことが求められています。

## (2) 施策の進捗状況と課題

### 施策5－1 琵琶湖の在来魚を増やし、漁獲量を拡大します。

#### ア 施策の評価

琵琶湖の漁場環境について、ヨシ帯の造成や砂地の回復など、目標に向けた改善を進めることができました。

外来魚の駆除については、概ね計画を達成し、外来魚による在来魚の捕食量を減少させることができました。外来魚（オオクチバス、ブルーギル）の推定生息量は、ピークであった平成18年の1,920トンから平成24年には1,295トンに減っています。また、在来魚の回復のための稚魚の放流については概ね計画どおり実施しました。

#### イ 施策の今後の課題

在来魚の漁獲量を増加させるため、引き続き琵琶湖の漁場環境の改善、外来魚の駆除等の各施策を着実に実施する必要があります。

### 施策5－2 水質汚濁メカニズムの解明など、琵琶湖流域の水環境・生態系の保全・再生を進めます。

#### ア 施策の評価

水質汚濁メカニズム解明調査などにより、難分解性有機物の毒性把握、由来の推定など、水環境に与える影響を評価し、今後の対策や新たな指標の導入などを検討しました。また、湖底の低酸素に関する調査等を進め、水生生物への影響を評価することができました。

内湖再生全体ビジョンの策定により、内湖再生への道筋を示すことができました。

「南湖生態系の順応的管理方法の検討」における調査結果をもとに、冬季から春季にかけての水草の根こそぎ除去等を実施したことにより、水草を減少させることができました。

関西広域連合によるカワウの生息動向調査等の活用による集中的な捕獲等の取組により、カワウの生息数を減少させることができました。

#### イ 施策の今後の課題

内湖再生の具体的取組について、今年度から実施する「取り戻せ！つながり再生モデル構築事業」等を通じ、検討を進めていく必要があります。

### 施策5－3 環境保全活動を支援し、人の暮らしと琵琶湖の関わりの再生を進めます。

#### ア 施策の評価

マザーレイクフォーラムにおいて、NPO、研究者、企業等との協働による運営委員会が企画・運営する「びわコミ会議」を開催し、県民に対して琵琶湖や環境保全に关心を持ってもらう機会をつくることができました。

琵琶湖博物館において、県民ワークショップやピアレビュー等の意見・提案等を踏まえて、琵琶湖博物館の展示交流空間の再構築に向けた「新琵琶湖博物館創造ビジョン」を策定することができました。

平成23～25年度に高島市と長浜市において、地域におけるトチノキの保全活動を支援するため、261本について巨木保全協定を締結しました。

#### イ 施策の今後の課題

県民に琵琶湖や環境保全への関心を持つてもらう機会を増やすため、マザーレイクフォーラム等を通じて、より多くの団体の参加と交流を促進していく必要があります。

琵琶湖博物館の展示交流空間の再構築に向け、今後は外部委員の意見も得ながら基本計画を策定していく必要があります。

### 施策5－4 琵琶湖淀川流域の関係者の参画と連携による流域自治を進め、上下流の枠組みを超えた流域全体の統合的な管理を図ります。

#### ア 施策の評価

学習船「うみのこ」における交流航海を通じて、琵琶湖淀川流域の小学生が琵琶湖への理解を深めることができました。

琵琶湖淀川流域の統合的流域管理を目指し、流域自治の取組について関係府県等との協議を進めることができました。

#### イ 施策の今後の課題

次世代を担う子どもたちが琵琶湖に親しむ機会をより多く提供していくため、鉄道を使って北びわこ地域を訪れる小学生を支援する琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業を活用するなど、引き続き、琵琶湖淀川流域が一体となった保全意識の機運を高めていく必要があります。

## 6 滋賀の未来成長産業プロジェクト

### 【目指す方向】

琵琶湖を有する本県で培われてきた環境への取組を活かし、技術革新を推し進めることにより、国際的な潮流も視野に入れながら、環境分野での滋賀らしい持続可能な産業振興を目指します。

医療ニーズや健康増進ニーズに応える技術の研究開発やサービスの発展・向上により、介護分野を含む医療・健康分野における産業振興を目指します。

これまでモノづくり県として築いてきた県内製造業の競争力の更なる強化を図るため、県内で育まれた技術や技能を継承・発展させながら、付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を目指します。

高付加価値型企業の県内立地を誘導するとともに、県内の既存産業との強固な結びつきを図り、併せて地域や暮らしに直結した産業を掘り起こします。また、新規成長産業の創造や新たな事業活動への挑戦を支援し、景気に左右されにくい足腰の強い経済を作り上げます。

### 【目標】

「環境」に貢献する多様なビジネスや医療・健康などの分野のビジネス、付加価値の高いモノづくりなど、新たな需要や雇用が生み出される産業が振興していること。

・県内の大学や試験研究機関と企業との連携による新事業の創出や新商品開発が進むなど、产学研官金民連携や地域間連携、企業間連携による取組が増加していること。

・滋賀の製品やサービスが海を渡り、アジアを始め世界での評価が高まるとともに、近隣府県も含めた産業集積や社会資本を活かし、国際競争力の強化と産業活性化が進んでいること。

### (1) プロジェクトの進捗状況

#### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
19	工場等立地件数	25件	24件	27件 (累計27件)	33件 (累計60件)	43件 (累計103件)	80件(H23～H26累計)	100%	★★★
20	新エネルギー・省エネルギー分野でのビジネスマッチング会参加企業数	0社 (県支援分)	50社 (県支援分)	延44社 (累計延44社) (県支援分)	延47社 (累計延91社) (県支援分)	延72社 (累計延163社) (県支援分)	延160社(H23～H26累計) (県支援分)	100%	★★★
21	医療・健康分野での創業数(第2創業を含む)	2件 (県支援分)	3件 (県支援分)	3件 (累計3件) (県支援分)	0件 (累計3件) (県支援分)	3件 (累計6件) (県支援分)	8件(H23～H26累計)	75.0%	★★★
22	产学研官連携等共同研究件数	14件	6件	17件 (累計17件)	17件 (累計34件)	19件 (累計53件)	40件(H23～H26累計)	100%	★★★

### 【プロジェクトの評価】

- 県内企業数の 99%以上を占める中小企業の活性化のため、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定しました。
- 環境や再生可能エネルギーなど環境分野での滋賀らしい持続可能な産業振興に努めました。また、水環境ビジネスの推進について、連携の促進や情報交換の場

として、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を設置し、具体的なプロジェクトの創出と海外への展開を進めました。

- しが医工連携ものづくりネットワーク参加企業が増加し、S O H O事業者の活動支援による事業拡大など新分野への挑戦が進んでいます。
- 複数の障害福祉サービス事業所が連携し、企業から受注した仕事を行う地域共働作業場における雇用の拡大を図ることができます。また、「しが新事業応援ファンド」による新商品・サービスの事業化が進んでいます。
- 本県産業の空洞化防止をテーマに「工場長サミット」を実施し、多くの企業の参加を得るとともに、企業誘致についても、目標を上回る工場立地件数となっています。
- 「広域連携推進の指針」や「びわこ文化公園都市将来ビジョン」を策定するとともに、「知の連携プロジェクト」としてセミナーを開催し、立地施設間の振興に取り組むとともに、物流に関する方向性を整理するため、滋賀の人流・物流の動向および実態の調査を実施しました。

#### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき、施策を着実に推進し、中小企業の活性化を図る必要があります。
- 水環境ビジネス推進方策に沿って事業展開していくとともに、「しが水環境ビジネスフォーラム」をベースに、連携や情報交換を促進することにより、プロジェクトを創出し、具体的なビジネス展開につなげていく必要があります。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度などにより、エネルギー関連分野の需要拡大が図られてきているが、今後の国や産業界の動向を注視しながら、環境分野などの滋賀らしい持続可能な産業振興に一層努める必要があります。
- 日本産業再興プランや特区推進により経済社会の構造改革が推進される中、滋賀の特性を踏まえた産業振興策を戦略的に進めていくことが必要です。
- 高齢化の進展の中、国では「健康・医療戦略」が打ち出され、健康寿命の延伸や予防・健康管理・医療に関する分野を戦略産業として育成することが期待されています。
- ASEAN諸国の著しい経済成長を背景に企業のアセアン諸国への投資額が増加してきている中、アセアン諸国への事業展開を支援する取組が求められています。
- 生産年齢人口が大幅に減少することが予測されている中、女性や高齢者、障害者が介護・福祉・子育てサービス分野で活躍することが期待されています。
- 経済活動における競争力を高めるため、道路ネットワークなど流通基盤の社会資本整備は不可欠であり、交通ビジョンや道路整備マスターplanにより計画的に取り組む必要があります。
- リニア中央新幹線や北陸新幹線の整備による国土軸の変化が予測されており、本県の地の利の優位性を脅かす材料が増えてくる中で、関西広域連合の取組とともに、隣接府県との緊密な結びつきによる取組など積極的な連携方策の方を検討すること求められています。

## (2) 施策の進捗状況と課題

**施策 6－1** 環境、医療・健康、モノづくり基盤技術の分野で、新たな分野への挑戦を進めるとともに、アジアをはじめとした海外展開の推進など、県内企業のグローバル化を支援します。

### ア 施策の評価

東日本大震災を契機として脚光を浴びるエネルギー関連分野について商談会開催や支援拠点形成に努めるとともに、水環境ビジネス推進方策の取りまとめに基づき、セミナーや見学会を開催して、水環境ビジネスの周知を図りました。また、連携の促進や情報交換の場として、「しが水環境ビジネス推進フォーラム」を設置しました。

しが医工連携ものづくりネットワーク参加企業の増加など新たな分野への挑戦にも一定の成果を上げることができました。

中小企業の販路開拓のための商談会を開催し、成果として27社、46件の商談成立につながりました。

滋賀のクリエイティブ産業の振興のため、本県におけるクリエイティブ産業振興の方向性や方策等について、取りまとめ報告を行いました。

### イ 施策の今後の課題

水環境ビジネス推進方策に沿って事業展開していくとともに、「水環境ビジネスフォーラム」を利用し連携の促進や情報交換を促進することにより水環境ビジネスの推進を図る必要があります。

本県においてコンテンツ産業をはじめとするクリエイティブ産業の振興に向けて、調査研究の成果を踏まえ具体的な取組を継続的、段階的に展開する必要があります。

**施策 6－2** 医療、福祉・介護、子育ての分野でのサービス拡大や創業を支援します。

### ア 施策の評価

複数の障害福祉サービス事業所が連携し、企業から受注した仕事を行う地域共働作業場における雇用の拡大を図ることができました。

地域資源を活用した新たな商品・サービスについて、「しが新事業応援ファンド」の助成により事業化が進み、一定の成果が上がっています。

### イ 施策の今後の課題

障害者就労支援事業所が策定する工賃向上計画の推進を支援し、平均工賃の目標の実現に取り組む必要があります。

事業化された新商品の販路開拓を支援することにより、新たな需要や雇用を一層、創出していくことが必要となっています。

**施策 6－3** 産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視野をもって成長戦略の拠点を形成します。

## **ア 施策の評価**

本県産業の空洞化防止をテーマに、「工場長サミット」を実施し、目標を上回る205人の参加を得ました。また、企業誘致についても、目標を上回る33件の成果を上げることができました。

広域連携の指針や大学等の知的資源を活用した産官学民の連携について、「広域連携推進の指針」や「びわこ文化公園都市将来ビジョン」を策定しました。

交通基盤整備について、「道路整備マスターplan」に基づく実施計画として「道路整備アクションプログラム」を策定しました。

## **イ 施策の今後の課題**

産業の空洞化が懸念される中、引き続き、モノづくり県滋賀の魅力発信や企業誘致について取り組む必要があります。

交通基盤整備について、実施計画である「道路整備アクションプログラム」に基づき、引き続き渋滞解消などに努める必要があります。

## 7 地域の魅力まるごと産業化プロジェクト

### 【目指す方向】

琵琶湖と共に存する環境こだわり農業や安全・安心で高品質な食材、豊かな自然、歴史・文化など、個性や魅力にあふれた滋賀の地域資源について、ブランドとしての価値を高めます。

滋賀の特性を活かした魅力ある商品やサービスを生み出す産業を一層振興することにより、地域を活性化し、経済成長を図ります。

### 【目標】

- ・安全で個性的、魅力的な食や商品が提供される元気な農業が展開していること。
- ・自然や歴史・文化など地域資源の価値や魅力が観光資源として国内外に発信されていること。

### (1) プロジェクトの進捗状況

#### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
23	水稻作付面積に占める環境こだわり農産物栽培面積割合	33%	36%	37%	38%	39%	45%	50. 0%	★★
24	販売用野菜作付面積	1, 016ha	1, 097ha	1, 155ha	1, 225ha	1, 291ha (推計値)	1, 400ha	71. 6%	★★
25	観光客数（宿泊者数）	2, 864, 500人	2, 994, 500人	3, 238, 600人	2, 962, 300人	319万人 (推計値)	3, 300, 000人	74. 7%	★★

### 【プロジェクトの評価】

- 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった主要品目について県外に向けた一体的なプロモーションを展開した結果、県外でこれらの品目を継続的に扱う店舗の増加に結びついています。
- 「おいしがうれしが」キャンペーン推進店の増加、学校給食向けの食育農園の設置面積や販売用野菜の作付面積の拡大など、地産地消の取組が進んでいます。
- 大河ドラマ「江」の放映に合わせた全県的な取組により、平成 23 年の観光入込客数は過去最高となりました。更に、ポスト大河ドラマの取組として、戦国や歴史をテーマとしたキャンペーンやホームページによるPRに努めるとともに、ブロガー等による情報発信のほか、パブリシティの活用や首都圏での情報発信に努めました。
- 仏教美術等やアール・ブリュットなど滋賀の美の魅力を県内外に発信するとともに、県民参加で「美の滋賀」づくりに取り組みました。

### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 国の農政転換やTPP交渉の動向等を踏まえながら、将来にわたって効率的で安定的な農業経営体が本県農業の大部分を担い、持続的な農業生産が行われるよう、担い手への農地集積や経営の多角化・複合化など経営体質の強化に、引き続き重点的に取り組む必要があります。

- 農村の集落機能が低下していることから、農業・農村の多面的機能を支える地域活動や、農地・農業用水などの資源や豊かな自然環境を保全する取組を一層推進するとともに、都市農村交流などによる農村の活性化に、引き続き重点的に取り組む必要があります。
- 消費者に支持される滋賀の農業の確立に向けて、「環境こだわり農業」の一層の普及拡大と県内外への理解促進を図るとともに、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚をはじめとした滋賀の食のブランド力を向上させる取組を強化する必要があります。
- 安全性や新鮮さを求める消費者ニーズが高まっていることから、「おいしが うれしが」キャンペーンの推進や、直売所の活性化、学校給食における地場産農畜水産物の利用拡大など、地産地消の取組をさらに促進し、県産農畜水産物の消費拡大を図る必要があります。
- T P P交渉への参加、米の生産調整政策の見直しなど、農業を取り巻く環境が大幅に変革することが懸念される中、将来にわたって本県の農業生産の維持、農業農村の持つ多面的機能の発揮、農業の担い手の確保・経営基盤の強化のための取組に、引き続き重点的に取り組む必要があります。
- 消費者に支持される滋賀の農業の確立に向けて、「環境こだわり農業」や近江牛や近江茶、湖魚などの戦略的な生産・販売に取り組み、引き続き戦略的に滋賀の食のブランド力を向上させる必要があります。
- 安全性や新鮮さを求める消費者ニーズにより地産地消の機運が高まっており、「おいしがうれしが」キャンペーン推進店、学校給食向けの食育農園、販売用野菜など、それぞれの地産地消の取組をさらに拡大し、県産農畜水産物の消費拡大を図る必要があります。
- 「滋賀・びわ湖ブランド」として地域ブランドの創造と発信、確立を図るとともに、「ビワイチ」を観光ブランドとして取り組んできましたが、認知度はまだ十分なものとなっておらず、滋賀ならではの素材や強みを活かした特色あるツーリズムの展開、また、来訪者と居住者双方がともに満足できる観光交流を推進していくことが求められています。
- 東日本大震災等を契機に、自然や文化、心の安らぎが再評価されるとともに、地域で守り伝えられていた文化などを次世代につなぐことが求められていることなどを背景に、「美の滋賀」づくりの取組を進めてきており、今後も継続して滋賀の地域資源や文化の特性を活かした取組を戦略的・重点的に実施していくことが求められています。

## (2) 施策の進捗状況と課題

**施策 7－1** 消費者に支持される滋賀の農業の確立により、「環境こだわり農産物」や近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させるとともに、地産地消を進め、消費拡大を図ります。

### ア 施策の評価

近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった主要品目の生産者団体等が連携し、県外に向かって一体的なプロモーション等を行うことにより、県外で継続的に扱う店舗

が増加するなど、滋賀の食のブランド力の向上を図ることができます。

県内向けに実施している「おいしがうれしが」キャンペーンの推進店は、1,180 店舗（平成 26 年 3 月現在）まで増加するとともに、学校給食向けの野菜を生産する食育農園は 17 市町の 27 生産者団体（平成 25 年度）で設置されています。さらに、販売用野菜の作付面積は約 10% 拡大するなど、地産地消の取組が拡大しています。

#### イ 施策の今後の課題

農業の担い手への農地集積やその法人化、経営の多角化・複合化を進め、経営体质の強化を図るとともに、後継者の育成を図る必要があります。

農業・農村の多面的機能を支える地域活動や、農地・農業用水などの資源や豊かな自然環境を保全する取組を一層推進する必要があります。

環境こだわり農産物をはじめ安全・安心で高品質な農畜水産物について、引き続き戦略的な生産・販売に取り組むとともに、本県で育成した良食味の水稻新品種「みずかがみ」の加速的な作付拡大と流通販売を促進し、滋賀の食のブランド力を向上させる必要があります。

6 次産業化や地産地消の取組をさらに拡大し、県産農畜水産物全体の消費拡大を図っていく必要があります。

**施策 7－2 多様化する観光客のニーズに合わせて、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたテーマ性やストーリー性のあるツーリズムを推進するとともに、訪れる観光客をおもてなしの心で迎えることにより、滞在型をはじめとした魅力ある観光を開します。**

#### ア 施策の評価

ポスト大河ドラマの取組として、戦国や歴史をテーマとしたキャンペーンやホームページによる PR に努めるとともに、ブロガー等による情報発信のほか、パブリシティの活用や首都圏での情報発信に努めました。

仏教美術等やアール・ブリュットなど滋賀の美の魅力を県内外に発信するとともに、県民参加で「美の滋賀」づくりに取り組みました。

#### イ 施策の今後の課題

大河ドラマ「江～姫たちの戦国」の放映終了の影響もあり、観光客数（宿泊者数）は、一昨年度並みの 296 万人（推計値）となったことから、滋賀の自然や歴史・文化の魅力を発信し、滋賀ならではの特性を活かしたツーリズムを推進するとともに、滞在型をはじめとした魅力ある観光をこれからも展開する必要があります。

「ビワイチ」を観光ブランドとして、地域資源を活用した滋賀の魅力を発信すること等により、観光客の増加につなげていく必要があります。

## 8 みんなで命と暮らしを守る安全・安心プロジェクト

### 【目指す方向】

自然災害や犯罪が増大する中で、みんなで命と暮らしを守るために、「自助」、「共助」、「公助」が重なり合う社会的仕組みを強化するなど、暮らしの安心を確保し、滋賀の未来を支えます。

### 【目標】

- ・地震災害や新型インフルエンザ等の様々な危機事案に備えた安全で安心なまちづくりが進んでいること。
- ・犯罪や交通事故に遭わない、安全で安心して暮らせる社会づくりが進んでいること。
- ・河川流域の特性に応じた減災対策を組み合わせた住民の命と暮らしを守る「地先の安全度」に基づいた住民本位の総合的な治水対策が進んでいること。

### (1) プロジェクトの進捗状況

#### 【平成 26 年度(2014 年度)の目標とする指標の進捗】

No	指標名	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26目標	H25達成率(達成度)	H25進捗度
26	(仮称) 危機管理センター整備計画の具体化	—	—	基本計画の策定	基本設計の完了	実施設計の完了 整備工事に着手	(仮称) 危機管理センター整備計画の具体化	目標達成	★★★
27	抗インフルエンザ薬の備蓄数	194,400人分	194,400人分	276,800人分	276,800人分	310,000人分	276,800人分	100%	★★★
28	人口 1 万人あたりの刑法犯認知件数	110.4件	111.8件 (全国平均 124.8件)	98.9件 (全国平均 116.7件)	108.6件 (全国平均 109.1件)	108.8件 (全国平均 102.9件)	全国平均以下	0%	
29	交通事故による死者数	65人	78人	85人	79人	74人	60人	0%	
30	(仮称) 安全安心な通学路整備計画策定	—	—	通学路整備計画策定 (8モデル学区)	県内全小学校区点検実施、要対策箇所の抽出および対策の順次実施 (累計227小学校区+養護学校等2校)	通学路緊急合点検結果による対策の実施 (50/55箇所)	(仮称) 安全安心な通学路整備計画策定	目標達成	★★★
31	水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築	—	滋賀県流域治水基本方針(案)を作成し、常任委員会に報告	滋賀県流域治水基本方針を策定	水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度について検討、条例草案として取りまとめた。	「滋賀県流域治水の推進に関する条例」を制定 (H26.3.31公布・一部施行)	水害に強い地域づくりに必要な土地利用規制・誘導のための法制度の構築	目標達成	★★★

### 【プロジェクトの評価】

- 自然災害など様々な危機事案や犯罪、交通事故などから、みんなで命と暮らしを守るため、「自助」、「共助」、「公助」が重なり合う社会的な仕組みを強化する取組を引き続き進め、プロジェクト全般としては、おおむね計画どおり進行することができます。
- 特に、様々な危機事案から県民の命と暮らしを守るための拠点となる危機管理センターの建築工事着工や、国の原子力災害対策指針の改正を踏まえた地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を行い、流域治水政策では水害に強い地域づく

りに必要な土地利用規制・誘導を図るための条例を制定するなど、プロジェクトの根幹となる施策での進捗が図られています。

- 県内全小学校区の通学路について、教育委員会、道路管理者および警察が合同で緊急点検の実施、要対策箇所の抽出を行い、緊急対策を講じたほか、交通弱者の安全確保のための施策実施などにより、交通事故や交通死亡事故の件数は減少し、施策による抑止効果を確認しました。

### 【プロジェクトを取り巻く環境の変化と今後の課題】

- 今後も危機管理能力の強化や地域防災力の向上をはじめとする諸施策の取組を継続的に進める必要があり、平成27年度に運用が開始される危機管理センターを核として、市町と連携した取組を強化し、県内全域をカバーする総合的な取組が必要となっています。
- 刑法犯認知件数や交通事故死者数は増加傾向にあり、とりわけ社会的弱者を狙った犯罪が増加するとともに、高齢者が関係する交通事故は増加していることから、引き続き、防犯ネットワークづくりや交通安全対策などの各施策を推進していく必要があります。
- I T化の進行に伴い、サイバー空間において消費者被害が増加しており、社会全体で健全なサイバー空間を維持していく仕組みづくりを構築していくことが必要となっています。
- 通学路において子どもが被害者となる事故が依然として発生しており、引き続き通学時における児童生徒の交通安全対策にハードとソフトの両面から取り組む必要があります。
- 温暖化による異常気象現象が頻発し、水害・土砂災害による被害リスクが増大しており、水害・土砂災害の流域治水政策として、河川整備に維持管理を含めた「ながす」対策に加え、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」対策を総合的に進めていくことが必要となっています。
- 高度経済成長期に整備された多くの社会資本の老朽化が進行し、維持更新していくことが課題となっており、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、計画的な維持管理・更新を進めていく必要があります。

## (2) 施策の進捗状況と課題

### **施策8－1　県の危機管理機能の強化と、自助・共助による地域防災の組織力の向上を進めます。**

#### ア 施策の評価

様々な危機事案に関係機関が迅速かつ的確に対応するための災害対策の拠点施設となる危機管理センターの基本設計・実施設計を完了し、新築工事に着手しました。さらに危機事案への対応能力を向上するための実践的な訓練の実施など、県の危機管理機能を高めることができます。

地域の特性を踏まえた取組や子どもの学習・体験活動を推進し、自助・共助による地域防災力の向上が図られています。

#### イ 施策の今後の課題

危機管理センターについて、工事を滞りなく実施するとともに、地域の特性を踏まえた取組や、子どもの防災・防犯学習、体験活動を県内に広めるなど、引き続き、様々な危機事案に対する対応能力の強化と地域防災力の向上に取り組んでいく必要があります。

防災拠点となる警察署や交番・駐在所の建替整備や機能強化、救出救助資機材や災害に強い信号機の整備等による災害等発生時の対処能力の強化に取り組む必要があります。

## **施策8－2 重層的な防犯ネットワークづくりや生活に密着した身近な道路を中心とした交通安全対策を進めます。**

### **ア 施策の評価**

「ヤングボランティア」や「外国人ボランティア」など各種自主防犯団体による防犯活動や、「命の大切さを学ぶ教室」により青少年の規範意識の向上を図るなど、重層的な防犯ネットワークの構築に取り組むことで、犯罪の起きにくい安全な社会づくりに寄与しています。

他府県では通学途中の児童が犠牲となる重大な交通事故が発生し、地域の通学路の安全性について県民の皆さんの不安が増大していることから、通学路について、緊急合同点検により県内全小学校区等の点検を実施し、要対策箇所の抽出、緊急対策の実施など、子どもの安全確保に努めました。

高齢者についても特に危険性の高い身近な道路を中心に「思いやりゾーン」を設置し安全対策に取り組むことで、ゾーン内の高齢者交通事故が減少し、高齢者の交通安全・安心につなげることができます。

### **イ 施策の今後の課題**

凶悪事件や生活に身近な犯罪が多発している中で、重層的な防犯ネットワークを構築し、各種自主防犯団体による活動の活性化をはじめ、自分の身は自分で守るという防犯意識や犯罪を許さないという社会規範意識の高揚等を図ることにより、引き続き、犯罪の起きにくい安全な社会をつくっていく必要があります。

子どもや高齢者が関係する交通事故が多発しており、子どもや高齢者にとって特に危険性の高い道路を中心とした交通安全対策を進めていく必要があります。

## **施策8－3 適正な河川管理と市町との協働による流域治水を進めます。**

### **ア 施策の評価**

治水上、支障となる箇所を把握のうえ、緊急性の高いところから順次対応することにより、河川の適切な維持管理に努めています。

河川愛護活動への支援や羊が草を食べている河川敷などのモデル事業の継続実施により、人と川、水辺と暮らしがつながる新たな住民協働による河川の維持管理につながっています。

### **イ 施策の今後の課題**

河川の維持管理において、河川愛護活動の主体となる地域住民の高齢化に伴い、活動への参加者が減少し、これまでどおりの活動を維持することが難しい状況とな

っていることから、機械化や作業性の向上を図る手立てなどにより、河川愛護を持続可能な活動とする必要があります。

これまで「流域治水基本方針」の策定や、「地先の安全度」を公表してきましたが、引き続き、水害リスクを考慮した安全安心な土地利用や住まいづくりへ誘導する条例を制定することにより、水害に強い地域づくりを行うことが必要です。

## 参考

### I 各分野の部門別計画等

#### 1. 暮らし

##### (1) 健康

###### ア 滋賀県保健医療計画（平成 25 年 3 月改定 計画期間 5 年間）

###### ア) 生涯を通じた健康づくりの推進

- ・ 生活習慣病予防・介護予防の推進、健康寿命の延伸
- ・ 次世代につながる健康づくりの推進（子どもの食育等）

###### イ) 良質な医療福祉提供体制の整備

- ・ 安全安心な医療・提供体制の構築
- ・ 次世代育成型の医療福祉体制の充実
- ・ 情報通信技術を活用した医療連携の推進
- ・ 将来予測に基づく医療福祉体制整備を図るための仕組みづくり

###### カ) 精神疾患対策の推進

- ・ うつ病対策の推進
- ・ 退院可能な入院患者の地域移行と地域定着の支援

###### エ) 地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進

- ・ 市町を中心とした医療と福祉が連携した総合的なサービス提供体制
- ・ さまざまな看取りが受け入れられる地域づくり

###### オ) 患者・利用者を支える人材の確保・養成

- ・ 医療福祉を支える医師・看護師・介護職員等の人材の確保・養成

###### カ) 災害医療対策と健康危機管理体制の充実

- ・ 災害医療対策
- ・ 健康危機管理体制の充実

###### キ) 地域リハビリテーション医療福祉の推進

- ・ 地域リハビリテーションにおける医療と福祉の統合

###### ク) 地域・住民が守り育てる医療福祉

- ・ 生活を支える地域医療福祉の構築

###### イ 健康いきいき 21 -健康しが推進プラン-（平成 25 年 3 月改定 計画期間 5 年間）

###### 健康寿命の延伸

###### ア) 健康なひとづくり

- ・ 健康の増進(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康)
- ・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防(がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患))

###### イ) 健康なまちづくり

- ・ 健康を支援する住民活動推進
- ・ 健康を支援する社会環境整備

###### ウ 滋賀県がん対策推進計画（平成 25 年 3 月改定 計画期間 5 年間）

###### ア) がんの予防と早期発見

- ・ がんの予防の推進
- ・ がん検診の推進

###### イ) がん医療の提供

- ・ 放射線治療、化学療法および手術療法の推進ならびにチーム医療の推進と専門的な医療従事者の育成
- ・ がんと診断されたときからの緩和ケアの推進
- ・ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ・ がん診療連携拠点病院を中心とした一層質の高いがん医療の提供

###### ウ) がん患者と家族への支援

エ) がん登録

エ 滋賀県食育推進計画（第2次）（平成25年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進
- イ) 近江の食文化継承と環境と共生する滋賀ならではの食育の推進
- ウ) 県民との協働による食育運動の展開

オ 滋賀県食の安全・安心推進計画（平成26年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止
- イ) 関係事業者の責任による食品の安全確保
- ウ) 県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上

カ 滋賀県歯科保健計画（平成25年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 歯科保健の分野からの県民の健康の保持増進
- イ) 生涯にわたった歯科保健医療の推進
- ウ) 地域や個人が歯科疾患の予防方法を知り自立性を高める支援
- エ) 県民や各種団体、企業行政などが協働した安心の歯科保健社会環境づくり

キ 滋賀県自殺対策基本方針（平成22年7月策定 計画期間3年間）

- ア) 社会的要因も踏まえた総合的な取組。
- イ) 県民一人ひとりが自殺予防の主役となる取組
- ウ) 自殺の事前予防、危機対応、未遂者や遺族への事後対応
- エ) 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える取組等

ク 滋賀県スポーツ推進計画（平成25年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 自ら行うスポーツ活動の充実
- イ) 次代を担う子どもの運動・スポーツの充実
- ウ) スポーツ環境の充実
- エ) スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- オ) 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

ケ 滋賀県企業庁水道ビジョン（平成23年3月策定 計画期間10年間）

- ア) 安全で良質な水を供給
- イ) 信頼されるライフラインを確保
- ウ) 健全な経営を次世代につなぐ
- エ) 環境にやさしい水道を目指す
- オ) 国際化への対応を目指す

コ 第3次滋賀県立病院中期計画（平成24年3月改定、計画期間5年間）

- ア) 県民のいのちを守る医療の提供
  - ・がん医療の充実
  - ・血管病・生活習慣病医療の充実
- イ) 県民の医療ニーズへの対応
  - ・子どもの心の診療への取り組み
  - ・精神科救急医療等の充実
  - ・医療観察制度に基づく入院医療の提供
- ウ) 安定的な医療供給体制の構築
  - ・地域医療支援体制の充実
  - ・全県型医療の展開等

(2) 働く

ア 第9次滋賀県職業能力開発計画（平成24年3月改定 計画期間5年間 \*H23～H26）

- ア) 働く意欲のあるすべての人たちに対する職業能力開発の推進
  - ・ 再チャレンジ・スキルアップを支援するための職業能力開発の実施
  - ・ 多様な求職者の職業能力開発の実施
    - (若者者への支援、中高年者への支援、女性への支援、障害者への支援、外国人への支援)
- イ) 県内産業を担う人材の育成
  - ・ モノづくり分野の人材育成
  - ・ 成長が見込まれる分野の人材育成
  - ・ 営業・セールス・事務分野の人材育成
  - ・ 企業ニーズに応じた在職者訓練の実施
- ウ) キャリア形成支援の推進
  - ・ 企業による労働者の職業能力開発への支援
  - ・ キャリア教育の推進
- エ) モノづくり技能の振興と技能継承
  - ・ 技能者育成の支援
  - ・ 技能継承と技能尊重の気運を高める取組の推進
- オ) 職業能力開発に関する体制の整備と関係機関との連携
  - ・ 高等技術専門校の在り方と体制の整備
  - ・ 職業訓練の内容の充実と職業訓練指導員等の資質の向上
  - ・ 関係機関との連携の強化
  - ・ 情報提供の充実

### (3) 住む

- ア 滋賀県住生活基本計画（平成 24 年 3 月改定 計画期間 10 年間 \*H23～H32）
- ア) 安全・安心で快適な住宅・住環境の形成
    - ・ 災害に備えた住宅・まちづくり
    - ・ 良質な住宅ストックの形成
    - ・ 快適な住環境の形成
  - イ) 誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネットの再構築
    - ・ 高齢者・障害者等に配慮した住まい・まちづくり
    - ・ 子育てに配慮した住まい・まちづくり
    - ・ 多様なニーズに対応した公営住宅の供給と良好なコミュニティの形成
  - ウ) 豊かな環境と調和した住宅・住宅地の形成
    - ・ 自然環境への負荷の低減に配慮した住まい・まちづくり
    - ・ 自然環境と調和した住まい・まちづくり
    - ・ 既存住宅の有効活用と良好な維持管理
  - エ) 気候・風土・歴史・文化や地域資源を活かした住宅・住宅地の形成
    - ・ 地域の気候・風土を活かした住まい・まちづくり
    - ・ 地域の歴史・文化を活かした住まい・まちづくり
    - ・ 地域住民主体の個性ある住まい・まちづくり
  - オ) 定住促進や住宅産業の活性化等による地域活力の維持・創出
    - ・ 地域の活性化に貢献する住まい・まちづくり
    - ・ 中小住宅生産者の市場競争力の強化
  - カ) 適切な住情報の提供と市場機能の活用
    - ・ 望ましい住まいづくり・住まい方の情報収集・発信
    - ・ 県民が安心して住宅を選択・取得できる環境の整備

イ 滋賀県消費者基本計画（平成 23 年 10 月改定 計画期間 5 年間）

- ア) 消費者の自立のための支援
  - ・ 消費者教育の推進および情報提供
  - ・ 消費者の活動促進
  - ・ 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進
- イ) 消費者トラブルの防止と救済

- ・消費生活相談体制の充実
- ・苦情処理と紛争解決
- ・救済のための連携
- カ) 安全・安心な消費生活の確保
  - ・消費者取引の適正化
  - ・商品・サービスの安全・安心の確保
- エ) 環境に配慮した消費者行動の推進

**ウ 滋賀県地域福祉支援計画（平成 23 年 3 月策定 計画期間 5 年間）**

- ア) 共生の地域福祉の推進
  - ・地域の暮らしを支えるセーフティネット
  - ・地域共生の仕組みづくり
  - ・災害時の支援体制づくり
- イ) 担い手づくり
  - ・福祉学習の推進
  - ・ボランティアの育成
  - ・多様な事業主体の参入促進
  - ・専門的人材の確保・育成
- カ) 安心のサービス利用
  - ・県民・利用者の権利擁護
  - ・苦情解決の仕組みの整備
  - ・サービスの質の向上

**エ レイカディア滋賀プラン（平成 24 年 3 月改定 計画期間 3 年間）**

- ア) 地域共生の社会づくり
  - ・県民意識の高揚
  - ・ともに支え合う地域コミュニティづくり
  - ・地域での見守りや生活支援の促進
- イ) 安全・安心な滋賀の実現
  - ・交通安全・犯罪被害防止のための取組の推進
  - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
  - ・防災・減災の推進生きがいづくりの推進
- カ) 高齢者の尊厳の保持と権利擁護
  - ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止の推進
  - ・高齢者の権利擁護・成年後見制度の利用促進

**オ 新・障害者福祉しがプラン（平成 24 年 3 月策定 計画期間 3 年間）**

- ア) 地域で暮らす
  - ・重度障害者の入所支援と地域生活支援を総合的に進め、処遇と生活の質の向上を図り、県と市町が一体となって地域生活への移行を目指す。
  - ・精神障害者の地域生活支援の一層の推進を図る。
  - ・発達障害者の地域生活支援の一層の推進を図る。
  - ・地域における居住の場、日中活動の場の確保をさらに進める。
- イ) 地域で活動します
  - ・スポーツやレクリエーションの振興を図る。
  - ・アール・ブリュットの振興を図る。
  - ・コミュニケーション支援など社会参加への障壁の除去に努める。

**カ 滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～（平成 23 年 3 月策定 計画期間 5 年間）**

- ア) 家庭・地域における男女共同参画の推進
  - ・家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
  - ・地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透

- ・ 子育て支援の充実
  - ・ 高齢者、障害者、外国人住民等への支援の充実
  - ・ 生活困難を抱える家庭への支援
- イ) 働く場における男女共同参画の推進
- ・ 仕事と生活の両立のための職場環境づくり
  - ・ 多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保
  - ・ 職業能力の開発
  - ・ ポジティブ・アクションの推進と女性のチャレンジへの支援
  - ・ 多様な働く場づくり(商工業・農林漁業等の自営業者、起業家等への支援)

## **キ 滋賀県地域防災計画（平成 26 年 3 月修正 計画期間 無期限）**

### **震災対策編**

- ア) 安心して暮らせる「地域」をつくる  
 イ) 災害に強い「基盤」をつくる  
 ウ) 災害に備える「しくみ」をつくる  
 エ) 地域防災を担う「人」をつくる

### **風水害等対策編**

- ア) 災害に強い県土づくり  
 イ) 自主防災体制の確立  
 ウ) 災害時要援護者への支援、多様な視点による対応  
 エ) 防災関係機関相互の協力体制の推進  
 オ) 警戒避難体制の整備  
 カ) 防災拠点施設の整備および物資の備蓄

### **事故対策編**

- ア) 湖上災害対策  
 イ) 航空機災害対策  
 ウ) 鉄道災害対策  
 エ) 道路災害対策  
 オ) 危険物等災害対策  
 カ) 毒劇物災害対策  
 キ) 大規模な火事災害対策  
 ク) 林野火災対策

### **原子力災害対策編**

- ア) 県民の安全を確保するための原子力防災体制確立  
 イ) 県民の安心を確保するためのリスクコミュニケーションの推進  
 ウ) 原子力防災対策の実効性の向上  
 エ) 原子力安全対策に向けた連携協力体制の確立  
 オ) 府県域を越える広域連携の推進

## **ク 滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定 計画期間 無期限）**

### **ア) 洪水を安全に「ながす」対策**

- ・ 適切な河川等の維持管理
- ・ 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等
- ・ 整備水準を超える洪水対策

### **イ) 流域で雨水を「ためる」対策**

- ・ 森林や水田の洪水緩和機能等の保全
- ・ 貯留機能や地下浸透機能の強化

### **ウ) はん濫を一定の地域に「とどめる」対策**

- ・ 既存のはん濫流制御施設の機能復元・維持等
- ・ 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用

### **エ) 安全な土地利用や住まい方の誘導**

- ・ 床上浸水の頻発が想定される箇所：新たに市街化区域へ編入することを原則禁止
- ・ 家屋流失や水没が想定される箇所：建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を実施

カ) 水害に「そなえる」対策

- ・ 水害に対する意識の向上（知恵を広める）
- ・ 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる）
- ・ 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化（仲間をつくる）
- ・ 水害に強い体制の整備（組織・体制をつくる）
- ・ 的確な応急対策と復旧のための体制強化犯罪を防止する支援システムをつくる。

ケ 滋賀交通ビジョン（平成 25 年 12 月策定 計画期間 17 年）

ア) 広域交通政策の方向性

- ・ 放射状ネットワークの強化に向けた取組
- ・ クロスポイントの形成に向けた取組
- ・ 強くてしなやかな広域交通ネットワークづくり

イ) 地域交通政策の方向性

- ・ 公共交通を主体とした「エコ交通」の推進
- ・ 社会環境の変化に対応した持続可能な交通体系づくり
- ・ まちづくりと一体となった交通の整備

コ 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり基本方針（平成 23 年 3 月修正 計画期間 無期限）

- ア) 犯罪を防止する支援システムをつくる。
- イ) 自分の安全は自分で守るという防犯意識を高める。
- ウ) 規範意識を高め、犯罪抑止の地域づくりを進める。
- エ) 犯罪被害者や弱者の支援に努める。
- オ) 犯罪に遭わないまちづくりをハード・ソフトの両面から進める。

サ 県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方（平成 11 年 7 月策定 計画期間 無期限）

- ア) 気運の醸成
- イ) 情報・学習機会の提供と人材養成
- ウ) 参加の機会づくり
- エ) 活動の条件整備
- オ) 支援機関の整備・充実

(4) 学ぶ・育てる

ア 第 2 期滋賀県教育振興基本計画（平成 26 年 3 月策定 計画期間 5 年間）

○ 子どものたくましく生きる力を育む

- ア) 「確かな学力」を育む
  - ・ 子どもに確かな学力を身に付けさせるための授業改善の推進
  - ・ 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進
- イ) 「豊かな心」を育む
  - ・ 社会性や思いやりの心の育成
  - ・ 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成
  - ・ 互いの人権を尊重する心や態度の育成
- ウ) 「健やかな体」を育む
  - ・ 体力向上と健康の保持増進
  - ・ 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上、
- エ) 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む
  - ・ 地域資源を活用した特色ある教育の推進
  - ・ 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進
- オ) 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進
  - ・ 特別支援教育の推進

- ・ 外国人児童生徒等への学習支援

か) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

- ・ 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進
- ・ 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

○ 子どもの育ちを支える環境をつくる

ア) 魅力と活力ある学校をつくる

- ・ 魅力と活力ある学校づくり
- ・ 信頼される学校づくり
- ・ 私学教育の振興
- ・ 高等教育機関を生かす取組の推進
- ・ 修学の経済的支援の実施

イ) 教職員の教育力を高める

- ・ 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上
- ・ 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進
- ・ 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

ウ) 安全・安心な学校・地域をつくる

- ・ 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり
- ・ 学校安全体制の整備の推進
- ・ 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

エ) 子育て環境支援の充実を図る

- ・ 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進
- ・ 子どもが健やかに育つ環境づくり
- ・ 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

オ) 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

- ・ 地域の力を学校に生かす仕組みづくり
- ・ 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

○ すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

ア) 社会的課題に対応した学習の推進

- ・ 環境に配慮した社会づくり
- ・ 人権尊重と共生の社会づくり
- ・ 消費者教育、交通安全教育等の推進

イ) 健康づくりと生涯スポーツの振興

- ・ 誰もが親しめるスポーツ活動の充実
- ・ スポーツ環境の整備・充実

ウ) 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

- ・ 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信
- ・ 文化財の保存・継承、活用の推進

エ) 生涯学習の場の充実

- ・ 社会教育体制等の整備推進
- ・ 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり
- ・ 読書環境の整備と読書活動の推進
- ・ 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

イ 淡海子ども・若者プラン（平成22年3月策定 計画期間5年間）

ア) 子ども・若者育成のための社会環境づくり

- ・ 子ども・若者の育成支援についての理解の促進
- ・ 子育てをしながら働くことができる職場環境づくり
- ・ 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

イ) 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

- ・ 子どもが生まれる前、生まられてからの支援の充実
- ・ 地域における子育て支援の充実
- ・ 幼児期における教育の充実

- ・子どもが健やかに育つ環境づくり
  - ・「生きる力」を育む学校教育等の充実
  - ・自立に向けた意識づくりと就業支援
  - ・社会への参画促進
  - ・若者の就職支援の充実
- ウ) 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進
- ・社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進
  - ・DV（配偶者等からの暴力）防止対策の充実
  - ・障害のある子どもに対する支援の充実
  - ・外国人の子どもに対する支援の充実
  - ・非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実
- エ) ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進
- ・真の自立をめざし、生活の安定および向上を図る就業支援
  - ・仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進
  - ・生活基盤である住宅の確保のための支援
  - ・生活の安定と自立を可能にするための経済的支援
  - ・心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり
  - ・ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭に対する理解を促進するための広報・啓発

## (5) 楽しむ

### ア 滋賀県環境学習推進計画（第2次）（平成23年3月改定 計画期間5年間）

- ア) 基本理念
- ・すべての県民が取り組む・あらゆる分野を対象にする
  - ・生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
  - ・体験の重要性を認識する
  - ・日常生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
  - ・地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ
- イ) 基本目標
- ・持続可能な社会づくりに向けて主体的に行動できる人育て
- ウ) 環境学習の展開方向
- エ) 低炭素社会づくりに係る環境学習の推進
- オ) 体系的な自然体験学習の推進

### イ 滋賀県スポーツ推進計画（平成25年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 自ら行うスポーツ活動の充実
- イ) 次代を担う子どもの運動・スポーツの充実
- ウ) 環境の充実
- エ) スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- オ) 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

### ウ 滋賀県文化振興基本方針（平成23年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 県民の主体的な文化活動の促進
- ・自立的な文化活動の促進
  - ・文化活動の環境の整備
- イ) 未来の文化の担い手の育成
- ・子どもが本物の文化に触れる機会の充実
  - ・若手芸術家等の育成・支援
  - ・文化活動を支える人材（アートマネージャー等）の育成・支援
- ウ) 文化力の向上による滋賀ブランドの構築
- ・滋賀ならではの文化的資産の発掘・保存・活用
  - ・滋賀の新たな文化的資産の創造

- ・ 文化による滋賀ブランドの国内外への発信

**エ 「美の滋賀」発信懇話会提言（平成 24 年 2 月）**

- ア) 県民や関係者とともに、「美の滋賀」の土壤をつくり、活動を活発化させる
- イ) 新生美術館をつくり、地域と現場と交流しながら受発信する
- ウ) 滋賀の「美」の魅力を県民自らが伝える舞台をつくる

**(6) つながる**

**ア 滋賀県人権施策推進計画～すべての人が輝く滋賀をめざして～**

（平成 23 年 3 月改定 計画期間 5 年間）

- ア) 人権意識の高揚－教育・啓発
  - ・ 家庭教育
  - ・ 就学前教育・学校教育
  - ・ 社会教育
  - ・ 県民に対する人権啓発
  - ・ 事業者に対する人権啓発
- イ) 人権侵害に対する救済－相談・支援体制の充実
  - ・ 分野別施策の推進

**イ 滋賀県多文化共生推進プラン（平成 22 年 4 月策定 計画期間 5 年間）**

- ア) 「言葉の壁」を低くする。（コミュニケーション支援）
  - ・ 地域における情報の多言語化
  - ・ 日本語および日本社会についての学習機会の提供
- イ) 「生活上の障壁」を取り除く。（生活支援）
  - ・ 安心して働く環境の整備
  - ・ 教育環境の整備
  - ・ 安心して利用できる保健・医療体制の整備
  - ・ 災害時への対応
  - ・ 生活安全における支援の充実
- ウ) 「心の溝」を埋める。（多文化共生の地域づくり）
  - ・ 地域社会に対する意識啓発
  - ・ 外国人住民の自立と社会参画

**2 経済・産業**

**ア 滋賀県産業振興戦略プラン（平成 23 年 3 月策定 計画期間 4 年間）**

- ア) 環境領域での滋賀らしい持続可能な産業振興
  - ・ 新エネルギー・省エネルギー分野
  - ・ 水環境ビジネス分野
- イ) 医療・健康における産業振興
- ウ) 付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興
  - ・ モノづくり現場力の向上
  - ・ モノづくり中小企業の販路拡大
  - ・ 高付加価値型企業の立地
- エ) 中心市街地や商店街の活性化などによるにぎわい創出・地域資源の魅力を活かした観光の展開
- オ) グローバル化対応戦略
  - ・ 海外市場の開拓
  - ・ 海外からの誘致
  - ・ 滋賀の認知度の向上
- カ) 人材育成戦略
  - ・ 中小企業の人材育成に関する支援
  - ・ 多様な就労ニーズに応じた人材養成

- ・ 学校との連携の推進
- ・ 高齢者の優れたノウハウの継承

キ) 連携強化戦略

- ・ 産学官金民の連携
- ・ 地域間連携の推進
- ・ 産業分類にとらわれない企業間連携の推進

イ 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例 (平成 25 年 4 月施行)

ア) 中小企業による自らの成長を目指す取組の円滑化

- ・ 将来において成長発展が期待される分野における参入・事業活動の促進
- ・ 県民の安全・安心に配慮した事業活動の促進
- ・ 海外における円滑な事業展開の促進

イ) 中小企業の経営基盤の強化

- ・ 中小企業の事業活動を担う人材の確保・育成
- ・ 中小企業の経営の安定・向上
- ・ 創業・新事業の創出の促進
- ・ 中小企業者が供給する物品・役務等への需要の増進

カ) 産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

- ・ ものづくり産業、小売商業・サービス業、観光その他の産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大

ウ 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン (平成 25 年 3 月策定 計画期間 5 年間)

ア) 家庭・事業所における「導入加速化」プロジェクト

- ・ 個人住宅用太陽光発電システムの導入促進
- ・ 事業所における再生可能エネルギー等の導入促進
- ・ 事業化に向けたサポート体制の強化
- ・ 大規模太陽光発電事業（メガソーラー事業）の立地促進
- ・ 「屋根貸しビジネス」のマッチング

イ) 農山村の地域資源を活用したエネルギー創出プロジェクト

- ・ 農業水利施設を活用した小水力発電等の導入促進
- ・ 木質バイオマスの利用推進

カ) 災害に強く、スマート化した地域づくりプロジェクト

- ・ 公共施設への再生可能エネルギー等の導入
- ・ 民間施設への再生可能エネルギー等の導入
- ・ スマートコミュニティの推進
- ・ スマートグリッドなどエネルギー・システムの開発・推進

エ) 地域エネルギー創出支援プロジェクト

- ・ 地域における取組支援
- ・ 地域主体の連携化支援
- ・ 普及啓発
- ・ エネルギー教育
- ・ 円滑な事業化に向けた取組

オ) 関連産業振興プロジェクト

- ・ 電池産業支援拠点を核とした技術開発の促進
- ・ 中小企業者等の低炭素化技術開発への支援
- ・ 環境エネルギー部材の企業連携支援
- ・ 経済界との協働による事業革新への支援
- ・ 環境関連企業の国内外の事業展開への支援
- ・ 戰略的な企業誘致の推進
- ・ 事業所における未利用エネルギー熱等の利用促進
- ・ スマートグリッドなどエネルギー・システムの開発・推進（※再掲）
- ・ その他エネルギーに関する研究開発など

カ) 県庁率先プロジェクト

- ・ 県施設への再生可能エネルギー等の率先導入・環境整備
- ・ 下水汚泥の燃料化
- ・ BDF（バイオディーゼル燃料）の利用
- ・ 電気自動車などの低公害車（エコカー）の導入
- ・ 電力入札への反映
- ・ 市町等の一般廃棄物処理施設の熱利用等の促進

## エ 滋賀県「観光交流」振興指針（平成26年1月策定 計画期間 5年間）

- ア) 観光地「滋賀」の認知度向上
- ・ 琵琶湖・滋賀をキーワードとしたブランドの創造と発信
  - ・ ターゲットを意識した継続的な情報発信強化
- イ) 「滋賀ならでは」の素材や強みを活かした特色のあるツーリズムの展開
- ・ 滋賀の特色を際だたせる誘客活動の推進
  - ・ 学生、地域住民等による「観光交流」の推進
- ウ) 来訪者、居住者双方がともに満足できる「観光交流」推進の体制づくり
- ・ 来訪者を温かく迎える人材の育成
  - ・ 「観光交流」推進にむけた基盤の整備

## オ しがの農業・水産業新戦略プラン（平成23年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 農業の安定経営
- ・ 担い手の確保・育成
  - ・ 新規就農者の確保
  - ・ 農地の利用集積
  - ・ 担い手の経営体质強化
- イ) 農業水利資産の保全と農村振興
- ・ 農業水利資産のアセットマネジメントの推進
  - ・ 滋賀らしい農村地域力の向上
- ウ) 消費者と生産者をつなぐ
- ・ 地産地消など消費を拡大する取組の促進
  - ・ 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上
  - ・ 食の安全と消費者の信頼確保
- エ) 需要に応える農畜産物づくり
- ・ 水田の有効活用
  - ・ 近江米等の生産振興
  - ・ 園芸作物等の生産振興
  - ・ 近江牛等の生産振興
- オ) 環境こだわり農業と温暖化対策
- ・ 環境こだわり農業のさらなる展開
  - ・ 農業・水産業からの温暖化対策
- カ) 水産業の再生
- ・ 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上
  - ・ 水産資源の増産
  - ・ 水産有害生物駆除による漁場の保全
  - ・ 水産業の持続的発展
- キ) 6次産業化の推進

## カ 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（平成23年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 環境こだわり農業のスタンダード化・定着化に向け、環境に配慮した技術の実践・拡大
- ・ 化学合成農薬と化学肥料の使用量の削減等
  - ・ 農業排水（農業濁水）な改善
  - ・ 地域資源循環の促進と生物多様性や地球温暖化防止への貢献
- イ) 滋賀の地域ブランド「環境こだわり農産物」の生産・流通を推進

- ・環境こだわり農産物の生産拡大
  - ・環境こだわり農産物認証を基本とした、近江米の振興と特産物の育成
  - ・より安全で安心な食の確保を推進
- ウ) 環境こだわり農産物の積極利用に向け、県民みんなが一体となった取り組みを推進
- ・消費者の理解促進
  - ・事業者等の取組推進
  - ・食育等を通じた環境こだわり農産物の理解促進と利用拡大

### 3 環境

#### ア 第三次滋賀県環境総合計画（平成 21 年 12 月策定 計画期間 5 年間）

- ア) 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て
- ・環境教育・環境学習の推進
- イ) 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり
- ・地域との協働・住民参加
  - ・環境と調和した産業・まちづくりへの転換
  - ・調査・研究の推進と成果の活用
- ウ) 地球温暖化対策の推進
- エ) 新エネルギーの導入の促進
- オ) 自然環境の総合的保全
- カ) 健全な生態系の保全・回復
- キ) みどりづくりの推進
- ク) 湖国の景観の保全・創造
- ケ) 歴史的環境の保全
- コ) 水・土壤環境保全対策の推進
- サ) 水源かん養対策の推進
- シ) 大気環境保全対策の推進
- ス) 化学物質対策の推進
- セ) その他快適な生活環境保全の推進
- リ) 3R の推進
- タ) 廃棄物の適正処理の確保

#### イ 持続可能な滋賀社会ビジョン（平成 20 年 3 月改定 計画期間 22 年間）

2030 年の将来の姿を描き、環境総合計画等の指針として反映し、具体的な施策の実施につなげるビジョンとして策定

#### ウ 滋賀県低炭素社会づくり推進計画（平成 24 年 3 月策定 計画期間 20 年間）

- ア) 基本方針
- ・社会経済構造を転換する必要性の認識
  - ・全ての者の主体的かつ積極的な参画
  - ・関係者の連携・協働による多分野での取組
  - ・温室効果ガス排出抑制等と経済の持続的な成長との両立
- イ) 目標
- ・2030 年の温室効果ガス排出量が 1990 年比で 50% 削減されている低炭素社会の実現
- ウ) 震災影響を踏まえた県の重点取組
- ・省エネ行動の広がりと定着
  - ・再生可能エネルギーの導入
  - ・環境に優しい省エネ商品等の利用の広がり

#### エ 第三次滋賀県廃棄物処理計画（平成 23 年 8 月策定 計画期間 5 年間）

- ア) 今後の方向性
- ・廃棄物の排出抑制や再使用に重点を置く 3R 取組のステップアップにより持続可能な滋賀社会づくりを進める

- ・全ての者の主体的かつ積極的な参画
- ・関係者の連携・協働による多分野での取組
- ・温室効果ガス排出抑制等と経済の持続的な成長との両立

イ) 基本方針

- ・日常生活や事業活動をさらに省資源・循環型に転換し、出てからではなく出る前での廃棄物の減量を進めるリデュース（排出抑制）やリユース（再使用）を促進する
- ・温室効果ガスの削減につなげるため、3R取組とりわけリデュースや省エネ・熱利用型の処理を推進する
- ・循環型社会を支える廃棄物の適正処理の徹底を図る

ウ) 取組の目標

- ・排出抑制やリユースを促進する手法やごみ減量・温室効果ガスの削減等の情報の提供と活用の推進（「見える化」取組）ゴミ省エネ行動の広がりと定着
- ・マイバック持参率 80%
- ・県許可に係る全ての廃棄物処理施設や処分業者に毎年度立入検査を継続
- ・産業廃棄物の不法投棄等の発生年度内における解決率 80%以上を継続

エ) 減量の目標

- ・ごみの1人1日あたりの排出量を910gに
- ・ごみの1人1日あたりの最終処分量を95gに
- ・産業廃棄物の最終処分量を10万tに

オ マザーレイク21計画（第2期改定版）（平成23年10月改定 計画期間10年間）

- ア) 琵琶湖流域生態系の保全・再生
- イ) 暮らしと湖の関わりの再生

カ 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（平成24年3月策定 計画期間5年間）

- ア) 水質保全対策の継続実施
- イ) 湖内における内部生産の実態把握
- ウ) 新たな有機物指標による水質評価
- エ) 南湖における水草異常繁茂対策の実施
- オ) 赤野井湾における水質改善

キ 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（平成24年3月改定 計画期間5年間）

- ア) 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策
- イ) 秩序あるレジャー利用の促進のための施策
- ウ) 施策の総合的な推進

ク 滋賀県汚水処理施設整備構想2010（平成23年3月改定 計画期間10年間）

- ア) 目標年度と将来人口の推計
  - ・H32(2020)年度 汚水処理施設整備率100%
- イ) 集合処理区域から個別処理区域への変更
  - ・集合処理区域 238区域から237区域へ
- ウ) 農村集落排水施設の下水道計画外区域から下水道計画区域内への見直し
  - ・下水道計画区域内 158処理区、下水道計画外区域 67処理区に
- エ) 新構想における整備手法別整備目標 100%

ケ 水辺エコトーンマスターplan（平成16年3月改定 計画期間17年間）

- ア) 湖辺域ビオトープ保全・再生
  - ・ビオトープのネットワークの拠点の確保
  - ・ビオトープ拠点の保全・再生モデル事業

コ 内湖再生全体ビジョン（平成25年3月改定 計画期間8年間）

- ア) 基本理念

- ・内湖の価値を再発見し、その本来の機能を再生し、琵琶湖と人とのつながりをつくる内湖づくり
- イ) 基本方針
  - ・自然環境、生態系としての価値
  - ・緩衝地帯としての価値
  - ・人の暮らしを支える価値
- ウ) 特に重視すべき価値
  - ・人の暮らしの場での内湖の価値を見つけ、人と内湖の関わりを再生する
  - ・琵琶湖～内湖～集水域の物理的な場のつながりを確保する
  - ・内湖の価値が高まり、琵琶湖の在来魚介類のにぎわいがよみがえる
- エ) 内湖再生の全体としての目標
  - ・内湖を再生することにより、在来魚や希少動植物など豊かな生態系を回復するとともに、暮らしを湖に近づけ、琵琶湖と人とのより良い関係を築き、地域資源を活用した社会成長を目指します。

**サ 琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針（平成 16 年 3 月改定 計画なし）**

- ア) 砂浜湖岸の保全・再生
- イ) 植生帶湖岸の保全・再生
- ウ) 山地湖岸の保全・再生
- エ) 人工湖岸の保全・再生

**シ ヨシ群落保全基本計画（平成 23 年 2 月策定 計画期間 10 年間）**

- ア) ヨシ群落保全条例に基づく地域指定（守る）
- イ) ヨシ群落の造成や維持管理（植栽および刈り取り・清掃）

**ス 滋賀県ビオトープネットワーク長期構想（平成 21 年 2 月策定 計画期間 41 年間）**

- ア) 自然環境の調査・情報管理・評価
- イ) 生息・生育環境を保全するための保護区の適正配
- ウ) 野生動植物の個体の保護
- エ) 長期構想に配慮した事業の実施
- オ) 自然再生のための事業の実施
- カ) 鳥獣等による農林被害等の防止
- キ) 各主体の取組の促進

**セ 琵琶湖流域別下水道整備総合計画（平成 22 年 3 月改策定 計画期間 21 年間）**

「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区からなる琵琶湖流域下水道および流域関連公共下水道と、大津市単独公共下水道を主体とした下水道整備を進めることを定めています。

**ソ 滋賀県下水道中期ビジョン（平成 23 年 6 月策定 計画期間 10 年間）**

未普及地域への整備拡大と既存の施設の維持管理を重点的に推進するため、中期（概ね 10 年）の下水道施策のあり方およびその具体的施策を定めています。

**タ 第 11 次鳥獣保護事業計画（平成 25 年 4 月変更 計画期間 5 年間）**

- 鳥獣の保護及び適正化に関する法律第 4 条に基づき作成する鳥獣保護事業の実施に関する計画自然環境の調査・情報管理・評価
- ア) 鳥獣保護区、特別保護地区および休獣区に関する事項
- イ) 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項
- ウ) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- エ) 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- オ) 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- カ) 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
- キ) 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

**チ ふるさと滋賀の野生動物との共生に関する基本計画（平成 23 年 3 月策定 計画期間 5 年間）**

鳥獣の保護及び適正化に関する法律第 4 条に基づき作成する鳥獣保護事業の実施に関する計画  
自然環境の調査・情報管理・評価

ア) 基本方針

- ・保全
- ・再生
- ・ネットワーク化
- ・持続可能な利用
- ・野生鳥獣と人との適切な関係の構築
- ・野生動植物との共生に関する県民意識の向上

イ) 長期的な目標

- ・野生動植物の生息・生育環境の保全および再生ならびにネットワーク化
- ・希少野生動植物種の保護
- ・外来種による生態系等に係る被害の防止
- ・野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止

ウ) 野生動植物との共生に関する推進体制

**ツ 琵琶湖森林づくり基本計画（平成 22 年 2 月見直し 計画期間 16 年間）**

ア) 基本方向

- ・琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

イ) 基本方針

- ・森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり
- ・県民全体で支える森林づくり

ウ) 基本施策

- ・環境に配慮した森林づくりの推進
- ・県民の協働による森林づくりの推進
- ・森林資源の循環利用の促進
- ・次代の森林を支える人づくりの推進

**テ 滋賀県グリーン購入基本方針（平成 14 年 4 月策定 計画期間なし）**

滋賀県庁におけるグリーン購入の推進について基本的な方針を定める

ア) 基本的な考え方

- ・物品等の総量を節減する
- ・物品等の必要数量を計画的に調達する
- ・物品等のライフサイクル全体を考慮する
- ・事業者の環境負荷低減努力を評価する
- ・新たな取組に絶えず挑戦する

イ) 県庁におけるグリーン購入推進戦略

- ・県のあらゆる分野でのグリーン購入を目指す
- ・納入事業者等に協力を要請する
- ・県民・事業者の取組を支援する

**4 県土**

**ア 滋賀県交通ビジョン（平成 25 年 12 月策定 計画期間 17 年間）**

ア) 基本理念

- ・滋賀と周辺圏域の広域的発展と県民の暮らしを支える交通

イ) 基本的な視点

- ・低炭素型交通体系の構築
- ・すべての人にとって使いやすい交通の確保
- ・交通の安定的な機能維持

カ) 広域交通政策の方向性

近畿、中部、北陸の「要」となって3圏域の広域的発展を牽引する広域交通

- a. 放射状ネットワークの強化に向けた取組
  - ・北陸新幹線の整備のあり方検討
  - ・リニア中央新幹線開業後の広域交通のあり方検討
  - ・道路インフラ整備の促進
  - ・中部・北陸・近畿中心部方面とのアクセスの確保
- b. クロスポイントの形成に向けた取組
  - ・人流・物流のクロスポイント形成
- c. 強くてしなやかな広域交通ネットワークづくり
  - ・国土軸の代替性確保
  - ・既存交通インフラの再生と長寿命化
  - ・陸上交通遮断時の湖上交通の活用

エ) 地域交通政策の方向性

地域が支え、地域を支える、県全域の「人、暮らし、まちを結う」地域交通

- a. 公共交通を主体とした「エコ交通」の推進
  - ・エコ交通ネットワークの形成
  - ・自転車を利用しやすい環境づくり
  - ・公共交通の利用促進と県民の意識改革
  - ・自動車利用の「エコ」化推進
- b. 社会環境の変化に対応した持続可能な交通体系づくり
  - ・県全域における交通空白域の改善
  - ・バス利用を促進する環境整備
  - ・関係者の役割分担による公共交通の維持
  - ・県民や地域コミュニティとの協働でつくる地域交通体系
- c. まちづくりと一体となった交通の整備
  - ・地域が主役の交通まちづくり
  - ・人と人とのふれあいを生み出す公共交通
  - ・安全・安心な交通網の整備

イ 滋賀県道路整備マスタープラン（第2次）（平成24年3月改定 計画期間概ね20年間）

ア) 政策目標

- ・県内産業の活性化と地域文化の交流
- ・誰もが安全・安心に暮らせる優しい県土の実現
- ・環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造
- ・地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出

イ) 政策目標を実現する道路ネットワークの形成

- ・地域間を連絡する環状道路網の形成
- ・県外との交流を促進する放射状道路の整備
- ・地域内での利便を高める幹線道路や生活道路の整備
- ・公共交通機関と連携した総合的な交通システムへの支援
- ・人や自転車を主体としたネットワークの形成

カ) 政策目標実現への取り組み方

- a. 効果が実感できる道づくり
  - ・道路整備の重点化による選別投資と優先順位の明確化
  - ・地域の実態の即した構造規格の弾力的運用
  - ・ストックを活用した効率的整備と既存施設の計画的修繕
- b. わかりやすく、愛着のもてる道づくり
  - ・オープンな行政運営と意思決定に対する住民参加の推進
  - ・住民が愛着を持ち守り育てるシステムの形成
- c. 自然環境や生活環境に配慮した道づくり
  - ・自然環境への配慮

- ・生活環境への配慮
- エ) 各地域の道路整備計画  
地域別に事業種別・路線名・箇所名・実施時期を明記したアクションプログラムを作成公表(対象期間10年)

ウ 滋賀県国土利用計画(第4次)(平成22年3月改定 計画期間10年間)

- ア) 基本理念
  - ・健康で文化的な生活環境の確保
  - ・県土の持続可能な均衡ある発展
- イ) 県土利用の基本方針
  - ・土地需要の量的調整
  - ・県土利用の質的向上
  - ・県土利用の総合的マネジメント
- ウ) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
  - ・農用地 523 km<sup>2</sup> (対H19比:△19 km<sup>2</sup>、97%)
  - ・森林 2,034 km<sup>2</sup> (対H19比:△14 km<sup>2</sup>、99%)
  - ・原野 7 km<sup>2</sup> (対H19比:0 km<sup>2</sup>、100%)
  - ・水面・河川・水路 792 km<sup>2</sup> (対H19比:0 km<sup>2</sup>、100%)
  - ・道路 152 km<sup>2</sup> (対H19比:11 km<sup>2</sup>、108%)
  - ・宅地 271 km<sup>2</sup> (対H19比:13 km<sup>2</sup>、105%)
  - ・その他 238 km<sup>2</sup> (対H19比:8 km<sup>2</sup>、103%)

エ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域毎に策定 計画期間10年間)

県内12の都市計画区域において、それぞれに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(いわゆる「都市計画区域マスタープラン」)を定めています。

- A) 都市計画の目標
- B) 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
- C) 主要な都市計画の方針

オ 滋賀県の河川整備方針(平成22年1月策定 計画期間なし)

- ア) 川づくりの基本理念
  - 母なる琵琶湖やそれを支える川を健全な姿で次世代へ伝えるための人と自然にやさしく、地域に愛される淡海の川づくり
- イ) 近江の川の将来像(目標)
  - ・治水:豊かで安定した「湖国」のために、安全・安心の基盤をつくる川
  - ・利水、水量・水質:清らかな流れで、健全な水循環系を構築する川
  - ・生物:豊かな自然を育み、多様な生物が生息する川
  - ・景観・水辺利用:淡海の原風景を復活し、「ふるさと」として誇れる川
  - ・歴史・文化:新たな文化の創造と水文化交流圏を形成する川
- ウ) 洪水防御計画
- エ) 整備実施河川および次期整備河川の計画規模
- オ) 堤防の質的強化や反乱制御を図る河川
- カ) 琵琶湖の環境保全
  - ・琵琶湖の生物への考慮
  - ・琵琶湖の景観への考慮
  - ・琵琶湖の水環境への考慮

カ 滋賀県景観計画(平成20年5月策定 計画期間なし)

風景づくりの理念と基本目標

理念:わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

基本目標:

- ・ひろがりの風景づくり

- ・つながりの風景づくり
- ・地域らしさの風景づくり
- ・風景を守り育てるひとづくり

景観計画区域：滋賀県全域（景観行政団体である市町の区域を除く）

そのほか、景観重要区域の方針等、景観重要区域以外の区域の方針等、景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針などを示している。

- ア) 風景づくりの理念と基本目標
- イ) 景観計画区域
- ウ) 景観重要区域の方針等
- エ) 河川景観形成地区
- オ) 景観重要区域以外の区域の方針等
- カ) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
- キ) 景観重要公共施設
- ク) 屋外広告物の規制強化